

「SoftBank Air サービス規約」新旧対照表

<p>改定前 (2020年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2020年7月6日付)</p>
<p>第1章 総則 第2条 (定義) (3) 「接続機器」とは、会員が本サービスの利用に必要な接続機器として、当社が指定する通信機器をいいます</p>	<p>第1章 総則 第2条 (定義) (3) 「接続機器」とは、会員が本サービスの利用に必要な接続機器として、当社が指定する通信機器をいいます。</p>
<p>第6条 (契約の申し込みの承諾) 1. 本サービスに係る契約は、前条に従い申込者により本サービスの申し込みがなされ、当社が当該申し込みを承諾することを条件として、申込者が接続機器を受領したことを当社が確認した日に成立するものとします。ただし、当社は、本項にて定める契約成立日を1日目として8日以内に当社所定の方法により会員から接続不可の申告があり、当社が当該申告を承諾した場合、当社の判断により申し込みを取り消すことがあります</p>	<p>第6条 (契約の申し込みの承諾) 1. 本サービスに係る契約は、前条に従い申込者により本サービスの申し込みがなされ、当社が当該申し込みを承諾することを条件として、申込者が接続機器またはUSIMを受領したことを当社が確認した日に成立するものとします。ただし、当社は、本項にて定める契約成立日を1日目として8日以内に当社所定の方法により会員から接続不可の申告があり、当社が当該申告を承諾した場合、当社の判断により申し込みを取り消すことがあります。</p>
<p>2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの申し込みを承諾しないことがあります。 (17) その他当社が適当でないと判断するとき。</p>	<p>2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの申し込みを承諾しないことがあります。 (17) 申込者の持ち込みによる接続機器を当社が適当でないと判断するとき。 (18) その他当社が適当でないと判断するとき。</p>
<p>第9条の2 (料金プラン変更時の課金切り替え日) 1. 本サービスの料金プランの変更を行った場合の課金の切り替え日は、プラン変更完了日が属する月の翌月1日とします。なお、プラン変更完了日とは、会員が変更後の料金プランを利用するために必要な接続機器等を受領したことを当社が確認した日とします。</p>	<p>第9条の2 (料金プラン変更時の課金切り替え日) 本サービスの料金プランの変更を行った場合の課金の切り替え日は、プラン変更完了日が属する月の翌月1日とします。なお、プラン変更完了日とは、会員が変更後の料金プランを利用するために必要な接続機器を受領したことを当社が確認した日とします。</p>